

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和 5 年 6 月 23 日 千葉県知事 熊谷 俊人 殿 提出者 〒102-8566 住 所 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 氏 名 岩田地崎建設株式会社 東京支店 取締役常務執行役員支店長 山崎智生 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-6261-1583	
事業場の名称	建設業：岩田地崎建設株式会社 東京支店 村上団地他1団地基盤整備その他工事現場事務所
事業場の所在地	千葉県八千代市村上1055-1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 11億1290万円
③ 従業員数	1日平均労働者数 約80人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃石綿 → 固化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包 → 管理型埋立処分

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添資料1 管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	排出量	152.1 t	t
	(これまでに実施した取組) 施工計画書・施工要領書・手順書等に廃棄物の発生・排出抑制に関する計画を策定し実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	排出量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度に廃石綿の全数量を廃棄したため、今年度の特別管理産業廃棄物はありません。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃石綿 ・「石綿含有産業廃棄物」表示のある専用のフレコンバッグに保管 ・他の産業廃棄物と混合しないよう保管部屋を用意し、扉に特別管理産業廃棄物である旨及び立入禁止の表示を行った
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 令和4年度に廃石綿の全数量を廃棄したため、今年度の特別管理産業廃棄物はありません。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 発生する廃棄物は再生利用できる品目ではないため、実績はない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 令和5年度は工事進捗に伴い、当廃棄物の排出は無い。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） これまでに実績は無い。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 令和5年度は工事進捗に伴い、当廃棄物の排出は無い。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに実績は無い。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 令和5年度は工事進捗に伴い、当廃棄物の排出は無い。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	全処理委託量	152.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	129.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・適正な処理委託契約を行うため、「建設廃棄物処理委託契約書 確認書」を活用し事前確認を行っている ・電子契約書、電子マニフェストの使用を推進している ・優良認定業者への委託を推奨している 		

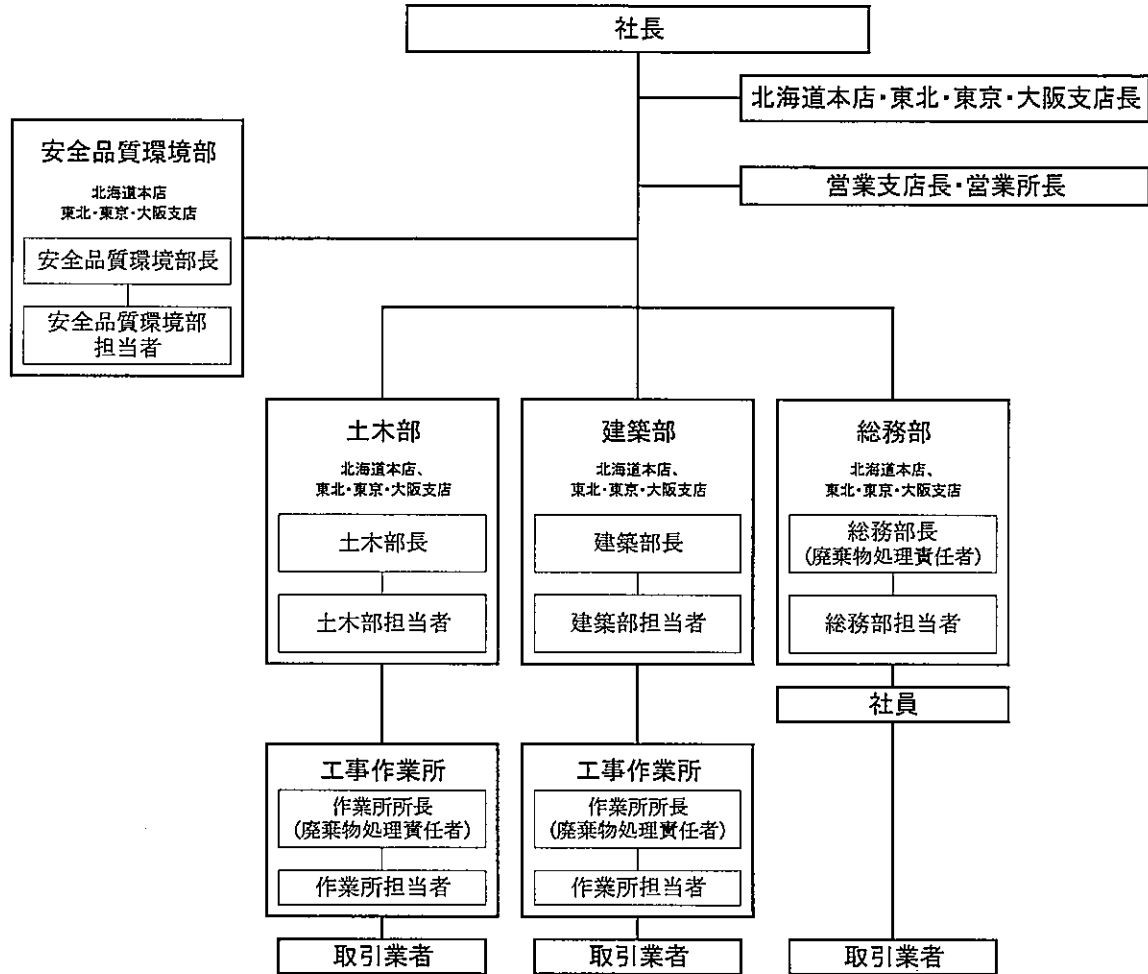
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃石綿	
	全 処 理 委 託 量	0	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t
	(今後実施する予定の取組) 令和5年度は工事進捗に伴い、当廃棄物の排出は無い。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	152.1 129.6	t
(今後実施する予定の取組等) 既に電子マニフェストを導入済み			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

資料-1 産業廃棄物の処理に関する管理体制



産業廃棄物処理の処理に関する管理体制における部署・工事作業所の主な役割

土木部・建築部	<ul style="list-style-type: none"> 職員・取引業者の教育・啓発 産業廃棄物対策に関して、作業所実務の支援、指導 「建設廃棄物処理委託契約書」の記載内容及び添付書類の確認 産業廃棄物管理票の交付管理 産業廃棄物の処理実績及び産業廃棄物管理票の交付状況の集計 建設廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票の保管
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 職員・取引業者の教育・啓発 オフィス内で産業廃棄物が発生した場合の処理実績の集計 集計報告に基づく自治体への実績報告 (安全品質環境部の代理報告が必要な場合)
安全品質環境部	<ul style="list-style-type: none"> 職員・取引業者の教育・啓発 産業廃棄物対策に関して、作業所実務の支援、指導 集計報告に基づく自治体への実績報告 環境マネジメントシステムによる産業廃棄物対策の検討
工事作業所	<ul style="list-style-type: none"> 取引業者の教育・啓発及び監督、指導 廃棄物の発生・排出抑制、再生利用、適正処理等に関する計画の策定 産業廃棄物処理委託業者の選定及び契約の締結 産業廃棄物管理票の管理 (処理状況の確認) 産業廃棄物の処理実績及び産業廃棄物管理票の交付状況の集計 建設廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票の提出